

市民の権利

第〇条 市民は、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有する。

理解し

- (1) 基本的人権が尊重され、安全で安心な生活を求める権利
- (2) 市政に関する情報について知る権利
- (3) まちづくりに参加する権利

市民の役割及び責務

高い次元を目指す言葉や表現に

自分

第〇条 市民は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言と行動に責任を持ち、自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。

2 {市民は、まちづくりに関する情報を自ら収集するとともに}{市民相互の立場や意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする}

市政

積極的に

積極的に

収集する⇒関心などを持つ

関心を持つことで1項おこす

「助け合い」という表現は古い。「互助」等に変えてはどうか?

事業者の役割と責務

第〇条 事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を自覚し、地域の環境に配慮するとともに、協働してまちづくりを推進するよう努めるものとする。

持ち、地域環境の保全に努め

「配慮」をもっと強い表現で表す。(環境改善など)

「責任を持ち」と「配慮する」を入れ替える

悪いことをしなければ良いという感じがする

地域社会への貢献を入れる(防災も)。ポジティブな表現に

ニュアンスとして迷惑をかけるという表現(限定的に感じる)

市民活動団体の役割及び責務

第〇条 市民活動団体は、まちづくりの中核である市民活動の担い手であることを自覚し、当該市民活動を通じて地域の課題解決に資するよう努めるものとする。

その

もっと分かりやすい表現に

2 市民活動団体は、より多くの市民が市民活動に参加できるように、市民活動についての情報の提供及び共有に努めるものとする。

収集

3 市民活動団体は、地域の課題解決に向けた相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

人材育成

第〇条 市民は、自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。
(1) 市政に関する 情報を知る権利
(2) まちづくりに参加する権利

自治の基本理念とは? 条文をおこすべき

保留

加賀市の条文でも同じ表現が使われているため、この表現で良いと感じますが、「語感には検討が必要」との意見がありました。

(自治の基本理念)
本市は、安心して暮らせる活力ある地域社会を実現するため、市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

第〇条 市民は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言と行動に責任を持ち、自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。

2 市民は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場や意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに積極的に参加するものとする。

情報を共有する為の共通な方法仕組みが必要

条例を作ったあとが大事

保留

条文の全体のバランスを見て検討

第〇条 事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を自覚し、地域社会へ寄与するとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域環境の保全に努めなければならない。

第〇条 市民活動団体は、まちづくりの中核となる市民活動の担い手であることを自覚し、その活動を通じて地域の課題解決に貢献するよう努めなければならない。

2 市民活動団体は、多くの市民が市民活動に参加できるよう情報の提供及び共有に努めるものとする。

3 市民活動団体は、地域の課題解決に向けた相互の連携及び 組織の活性化 に努めるものとする。

逐条解説で説明する

各主体の役割及び責務等 (第8回検討会議後)

市長の役割及び責務

全体的に普通すぎるのでは?

経営改善という言葉はどうか? 例えば、市政の業務改善など

第〇条 市長は、住民の付託を受けた代表者として市を統率し、市の経営改善に尽力するとともに、市政運営の遂行に当たっては、市民と行政の役割を明確にし、市民がまちづくりに参加できるように協働の推進に努めなければならない。

市長の意思や方向性を示す

リーダーシップを違う表現で表す

「努める」という表現の方が自発的

2 市長は、行政情報を積極的に公開することにより、市民との情報共有及び市政運営の透明性の確保に努めなければならない。

発信

提供

「知る権利の要請を受け、行政情報を公開する」という表現を盛り込む

専門職設置する(常駐)

3 市長は、市民がまちづくりに参加する権利を保障し、市民の意見等を聴く機会を設けなければならない。

「まちづくりに参加」だけをここにあげる意味は?

4. 市長は職員の能力及び資質の向上を図り、適材適所に配置し、効率的効果的な市政の運営に努めなければならない。

市長は、職員の人材育成を図り、その能力で評価して適材適所に配置する。

職員の役割及び責務

職員の定義が必要では?

職員組織か? 個人か?

第〇条 職員は、市長の補助機関としての役割を担うことを基本とし、市全体の奉仕者として市民の視点に立った公平かつ公正及び誠実な職務の遂行に努めなければならない。

等

この表現が気になる

価値観が混入する?

職員は、専門的になると横柄な態度をとる。市民の奉仕者として職務の遂行に務めなければならない

2 職員は、市政の課題に的確に対応するため、職務を遂行するに当たり必要な知識や能力の向上に努めなければならない。

職員は、職務に必要な知識能力を高め、一貫した内容の説明が望まれる

職員は、地域行事に積極的に参加し、市民の意見・要望等を市政に反映させる

3 職員は、市民との対話を積極的に行うとともに、市民を市政やまちづくりに参加させる機会を設けなければならない。

違う表現が良いのでは?

より多く

できる

協働の考え方を表現する

議会の役割及び責務

各主体の役割及び責務等 (起草部会修正案)

第〇条 市長は、住民の信託を受けた代表者として市を統轄し、市政運営の遂行に当たっては経営的視点を持つとともに、その透明性を確保し、市民と行政の役割を明確にし、市民がまちづくりに参加できるように努めなければならない。

選挙をどう位置付ける?

2 市長は、行政情報を積極的に公開し情報共有を図るとともに、市民との対話を重視し、広く市民の意見等を聴く機会を設けなければならない。

意見の検討(証)

反映(結果)を示す

意見を聴く機会とは?
(参加の手法の部分で)

3 市長は、職員の能力及び資質の向上並びに適正配置に努め、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。

保留

逐条解説で説明する

第〇条 職員は、市長の補助機関としての役割を担うことを基本とし、市全体の奉仕者として市民の視点に立った公平かつ誠実な職務の遂行に努めなければならない。

2 職員は、市政の課題に的確に対応するため、職務を遂行するに当たり必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

(市長の役割及び責務)の第3項で一本化する。

職員間の横の情報共有が必要(行政運営の部分で)

第〇条 議会は、住民の負託を受けた議員で構成される議事機関及び意思決定機関としての役割を担うものとし、議会の運営その他必要な事項については、別に条例で定める。